

第3回

「子ども脱被ばく裁判」への公正な審議と判決を求める署名

福島地方裁判所民事部御中

2014年8月29日に提訴された「子ども脱被ばく裁判」では、福島県内の公立小中学校等に通う子どもたちが、地元自治体に対し安全な地域で教育を受ける権利の確認等を求める「子ども人権裁判」とともに、福島原発事故当時、福島県内に居住していた子どもたちとその親が、行政の無為無策によって子どもたちが無用な被ばくを強いられたことへの責任を問い、国と福島県に慰謝料の支払いを求める「親子裁判」を起こしています。

日本の行政は、低線量被ばくや土壌汚染、汚染物質による内部被ばくによる健康被害のリスクを徹底的に軽視しているため、多くの子どもたちが無防備のまま被ばくを強いられています。2019年9月末時点で、小児甲状腺がん患者数（疑いを含む）は237人と福島県が発表しています。しかし、行政はいまだに被ばくの影響とは考えにくいとし、多発の原因を解明しようとしていません。子どもたちを被ばくから少しでも守ることは、緊急の課題です。行政が動こうとしない現在、私たちは、司法府が事実を見据えた良識ある判断をするように切望しています。

提訴後5年以上が経過し、裁判は、低線量被ばくや土壌汚染、内部被ばくのリスク問題が正面から議論される段階になってきました。私たちは、福島地方裁判所に対し、突然被ばく環境に置かれてしまった子どもたち、親たちの気持ちに正面から向き合い、丁寧かつ迅速に、公正な審議・判決をしていただきますよう要請します。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

■ 呼びかけ・集約団体 子ども脱被ばく裁判の会原告団 代表 今野寿美雄

■ 集約先 〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町78-14 澤ビル2階 井戸謙一法律事務所
TEL 0749-21-2460 FAX 0749-21-2461

■ 締め切り 2020年7月20日(月) 第27回期日(7/28)での提出が最終となります。

■ 本署名は裁判所提出のみに用い、それ以外の用途に用いません。